

約120年ぶりの民法改正 IT業界への影響は？

2020年2月13日

東京中小企業家同友会千代田支部

工藤 敦子



本日のコース

<前菜>

- 1- 民法、そして契約とは
- 2- 契約で決めるべきこと
- 3- 民法改正で起こること

<メインディッシュ>

請負契約（契約不適合責任・報酬請求権）
～請負、準委任、雇用契約の比較を添えて～

<デザート>

- 1- 保証契約
- 2- 定型約款

前菜1－民法、そして契約とは



民法とは

- 日本国内の一般的なルール
- 物権法（所有権、抵当権など）
- 債権法（契約、不法行為など）
- 家族法（親族、相続）

- 13種類の典型契約（売買、請負、賃貸借など）
- 各種契約に共通するルールが決められている
- 取引の形態により分類
→業種による分類ではない

契約とは

取引開始の時の儀式だと思っていないか？

- 取引していく上でのルールブック
(締結したら、お蔵入りはNG)
- ルールがわからなくなったら契約書を確認
- たまには、ルールが守られているか確認
ルールがいつまで適用されるのかも要確認
(契約期間切れに注意、契約書確認月間)

前菜2 – 契約で決めるべきこと

何を決めてもいいの？
民法と契約の関係

大原則：契約自由の原則

契約するもしないも、どんな契約にするも、原則自由！

例外1：信義則・公序良俗に反する契約は無効

人の迷惑、不誠実、非常識な契約はNG！

例外2：強行規定は排除できない

弱者保護や社会秩序の維持のために定められた法律の規定に反する契約もNG！

強行規定の例：

民法

第446条 2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

労働基準法

第13条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

会社法

各種知的財産法（著作権法、特許法など）

各種業法（建設業法、資金決済法など）

信義則・公序良俗・強行規定 に反しなければ、契約自由

①契約当事者の意思（最優先）

なければ

②慣習

それもないならば

③法律（民法等）の任意規定

いまからやる試合のルールは？

<野球の一般ルール=法律（民法）>

- 1試合は9回（任意規定）
- 危険球を投げてはいけない（強行規定）
- 打撃姿勢ルール（任意規定）

<ローカルルール=慣習>

- 1試合は7回

<試合前に決めたこと=当事者の意思>

- 試合時間は3時間以内（終わらなければコールド）
- 危険球を投げてもいい
- 打撃姿勢ルールは適用しない

契約で決めるべきこと

- ◎ 当事者の意思 = 契約内容にしたいこと
 - ① 慣習・法律に規定されていないこと（試合時間制限）
（契約で決めないと決まらない）
 - ② 慣習・法律と異なる規定（1試合7回、コールド有）
（契約で決めないと別の規定になってしまう）
 - ③ 適用しない慣習・法律の排除（打撃姿勢ルール不適用）
（契約で決めないと思わぬ規定が適用されてしまう）

- △ 慣習・法律に規定されていることは契約内容になるが、重要な規定は、契約にも記載していることが多い

- × 強行規定の排除、信義則・公序良俗違反の規定無効、契約内容にならず、決めても無駄

前菜3－民法改正で起こること

民法が改正されると大変なの？

民法改正で注意すべきこと

- 契約自由の原則 = 民法の任意規定は無視してもよい
しかし、
- 契約で決めなければ、民法の規定が契約内容になる
- 今まで民法の規定のままでいいから契約で決めていなかったことが契約内容にならない（規定廃止）
- 民法の規定のままにするつもりで契約で決めていなかったことが、異なる内容になってしまう（規定の変更）
- 契約内容にならなかったことが、契約内容になってしまう（規定の新設）

⇒ 従来の契約のままだと、異なる契約になってしまう
→ 契約のひな形を見直しましょう

既に締結済みの契約にも影響するの？

- 2020年4月1日（新民法施行）より前に締結した契約には、旧民法の規定が適用される

⇒既に締結済みの契約には影響なし

でも、長期・重要な契約は見直しておくとおくと安心

- 2020年4月1日より前に締結した契約が更新された場合、どちらが適用されるか見解が統一されていない

2020年4月1日以降に更新（自動更新含む）の場合、内容を見直しておくのが無難

要するに

- 契約書は、取引していく上でのルールブック
- 信義則・公序良俗・強行規定に反する契約はできない
- それ以外は、自由に決められる
- 契約書で規定しないと、民法の規定が適用される
- 民法改正により、同じ契約書（ひな型）でも契約内容が変わってしまう
- 契約書の使いまわしは危険
- これから締結、更新する契約書（ひな型）は、内容を
確認しましょう
- 余裕があれば、既存の契約も見直しましょう

メインディッシュー請負契約

契約不適合責任

報酬請求権

～請負、準委任、雇用契約の比較を添えて～

請負契約（システム開発契約など） 契約不適合責任

（いわゆる保証期間の規定）

旧民法

請負人は、仕事の目的物に「**瑕疵**」があるときは、担保責任を負う（634条等）

改正民法

請負人は、目的物が、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない（**契約不適合**）」ときは、担保責任を負う（559条、562条等）

売買契約（パッケージシステムの販売契約など）にも同じ契約不適合責任の規定が適用される。

そもそも、請負契約とは？

- 請負契約 = 仕事（目的物）を完成させ、仕事の結果（目的物）に対して報酬を払う契約
- 仕事が完成してないとき、**債務不履行責任**
例：システム開発契約上予定された機能が付いてない、とか
消費税10%に対応する予定が、8%で計算される
→仕事が完成してない = 債務不履行
- 仕事が完成したが（債務は履行済み）、目的物が契約上予定された通りにできていないとき、**契約不適合責任**

契約不適合とは？

- 仕事（目的物）を完成し、納品し、検収を受けた
- しかし、バグがあるなど、目的物が契約上予定された通りにできていない

「瑕疵」（旧法）と同じと思ってよい
（今後の判例によって明らかになっていく）

「契約不適合」 (新法) とは？

- システム開発では、納品したシステムに契約上許容されないバグがあった場合
- 契約上どの程度のバグが許容されていたかは、
 - ①合意内容や契約書の記載
 - ②契約の性質 (有償か無償かなど)
 - ③契約をした目的
 - ④契約締結に至る経緯など

を考慮して判断する

許容された範囲を超えるバグがあれば「契約不適合」となる。

契約不適合だと、何が請求されるの？

旧民法（瑕疵担保責任）

- 修補請求（634条①）
- 損害賠償請求（634条②）
- 契約解除（635条）

改正民法

- 修補請求（559条、562条）
- 損害賠償請求（564条）
- 契約解除（564条）
- 代金減額請求（563条）

例外：バグが注文者提供の材料又は注文者の指図により生じた場合は請求できない（請負人がそれが不適當であることを知りながら告げなかった場合を除く）（636条）

絶対修補しないとならないの？

旧民法

- ①瑕疵（バグ）が**重要**でなく
- ②修補に**過分の費用**を要する場合は、修補請求できない（634条①）

改正民法

- 契約や取引上の社会通念上、**修補が不能**（できない）場合は、修補請求できない（412条の2）

→バグが重要かどうかは問題にならなくなった

→修補に過分の費用がかかる場合は、修補が不能と言える場合もあるであろう

いつまで請求されるの？

旧民法

- ①**目的物の引渡し**の時、
（引渡しを要しない場合は）**仕事が終了した時**から、**1年以内**に**瑕疵の内容とそれに基づく請求をする旨を明確に示すこと**
（637条）

改正民法

- 注文者が、①**契約不適合を知った時から1年以内**に請負人に**通知**をし、かつ、②**知った時から5年以内**又は**引渡し時から10年以内**に請求すること
（637条①、166条①）
- 請負人が引渡し時に**契約不適合を知り、又は重過失により知らなかった場合は1年以内の通知は不要**（637条②）。

ベンダーの責任が長期化

旧民法

- 今まででは引渡し後1年以内に請求（請求する旨の通知）されなければ、免責された

改正民法

- ユーザーが9年以上経って契約不適合に気が付いたときでも、10年以内に請求されれば責任を負う
- 仮に、ユーザーがそれよりも前に気が付いていても、それをベンダーが証明できなければ、知ってから1年以内に通知が無かったとか5年以内に請求が無かったという理由で免責されることにならない

ベンダーはどうしたらいいの？

- 最長引渡しから10年間、修補、損害賠償、代金減額請求、解除される恐れがある
- IT業界では技術革新も早いし、開発者も入れ替わるので、10年前のシステムの修補は困難
- そこで、契約自由の原則！！！！
- 契約で保証期間を短く決めておく
- 契約代金を高くする
- ただし、請負人が知りながら告げなかった事実については、契約で免責できない（559条、572条）

請負契約－報酬

原則:仕事が終わった後

- 請負契約＝仕事（目的物）を完成させ、仕事の結果（目的物）に対して報酬を払う契約
- 報酬の支払時期は

完成した目的物の引渡しと同時に
又は
（目的物の引渡しを要しないとき）
仕事が終わった後（633条）

請負契約 – 報酬

例外：仕事が完成しなくても報酬が受けられる

- 注文者のせいで仕事が完成できないとき
→報酬全額（536条②）

- 注文者のせいではなく仕事が完成できない
又は
仕事の完成前に契約が解除されたとき

→完成した部分が注文者に有用なら、その一部についての報酬（634条）

- ただし、請負人に過失があれば損害賠償請求の可能性
- これまでも判例でほぼ同じ結論。

請負以外の契約形態

準委任契約と雇用契約

- 請負契約 = 役務を提供して**仕事（目的物）を完成**させる契約
仕事を完成（納品）して初めて報酬が受けられる
注文者は請負人に業務指示できない
- 準委任契約 = **役務の提供**を目的とする契約（643条、656条）
必ずしも仕事を完成させる必要はない
役務提供後報酬が受けられる
成果に対して報酬を支払うことを約することもできる（新設）
委託者は受託者に業務指示できない
- 雇用契約 = **役務の提供**を目的とする契約（623条）
必ずしも仕事を完成させる必要はない
役務提供後報酬が受けられる
雇用主が労働者に業務指示できる

請負・準委任・雇用の違い

	請負契約	準委任契約	雇用契約
契約の目的	(役務提供による) 仕事の完成	役務の提供	役務の提供
業務指示	できない	できない	できる
役務提供者の責任	契約不適合責任	善管注意義務	労働従事義務
報酬の支払時期	仕事の完成後	役務の提供後	役務の提供後
(成果物の引渡があるとき)	目的物の引渡しと同時	成果に対して報酬を払う場合は成果の引渡しと同時	
労働法の適用	なし	なし	あり

請負・準委任・雇用の使い分け

例：システム開発

- 搭載する機能が決まっていて実装方法の目途がついている場合⇒請負契約
- 搭載する機能を注文者とベンダーが協議して決める場合（要件定義作成）や実装方法の目途がつかない場合⇒準委任契約
- 上記の場合で、会社のシステム部が主導して、外部のエンジニアに手を動かしてもらおう場合⇒雇用契約

デザート1－保証契約



個人保証契約

主債務者の情報提供義務

- 事業にかかる債務についての保証は、**契約締結時**、主債務者から保証人に、財産状況等を提供しなければならない（465条の10）
- 主債務者が**情報提供しなかったことにより**保証人が誤解して保証人になった場合で、主債務者が情報提供していないことを債権者が知っていたか、過失により知らなかった場合は、保証人は、**保証契約を取り消す**ことができる
- 取引先（債務者）の社長を保証人にする場合は、問題はないが、第三者（親戚など）を保証人にする場合は、情報提供について、確認しておくことが必要

個人保証契約 債権者の情報提供義務

- 保証人から問い合わせがあった場合、債権者は、主債務者の債務の履行状況について回答しなければならない（458条の2）
（保証人が法人の場合でも同じ）
- 主債務者が期限の利益を喪失したとき、債権者は、保証人に通知しなければならない。通知を怠ると遅延損害金を保証人に請求することができない（458条の3）
- 期限の利益の喪失 = 分割払いを1回でも怠ると、その後の残債務を一括して払わなければなくなり、期限の利益の喪失後は遅延損害金がかかる

個人**根**保証契約 限度額の設定

- 根保証 = 債務者が将来取引に伴って負担する債務について保証すること（金額・期間不確定、ただし、限度を付ける場合がある）
- **個人を根保証の保証人**とする場合、保証の限度額を定めなければならない（465条の2）
- 「**丙（連帯保証人）は、甲（売主）に対し、乙（買主）が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。**」と規定しても、**限度額が定められていなければ無効**

個人貸金等保証契約 公正証書義務

- 事業のための借入又は手形の割引（貸金等）により負担する債務に関する個人保証契約は、公正証書にしなければ、無効（465条の6）
- ただし、保証人が主債務者（法人）の理事、取締役、執行役、株主（過半数以上）、主債務者（個人）の共同経営者、事業に従事している配偶者の場合は、公正証書にする必要はない

デザート2ー定型約款



定型約款とは

- 市販のパッケージソフトに同封されているライセンス契約
- ウェブサイトの利用規約
- 保険約款
- 各種サービス利用契約

- 民法的には、
「定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」（548条の2）

定型約款を適用できるのは

- 定型約款を契約の内容にする旨の合意をしたとき
又は
事業者が定型約款を契約の内容にするをあらかじめ顧客に表示していたとき（548条の2）
- ただし、表示が困難な場合（鉄道会社の運送契約など）については公表でよい（各種業法）
- 信義則・公序良俗・強行法規違反の規定は適用されない

定型約款の変更

- 顧客の一般利益になるような変更
又は
契約の目的に反せず、変更の必要性、内容の相当性、変更することがあるという規定の有無などを考慮して合理的な場合
(548条の4)
- 変更内容・時期の周知をすること (548条の4)

他にもいろいろ

- 時効期間
 - 法定利率
 - 解除
 - 危険負担 などなど
-
- 中には抜本的・創設的な改正もあるが、実務・判例に合わせた改正も多い
 - 明治の民法では現代社会に適合しなかったり、想定されていない場面が登場したので、民法の規定を、最高裁が判決という形で、社会に適合するように解釈したり、規定のない部分のルールを補ったりして運用してきた
→今回の改正は、判例の集積を法律にまとめた